

## ○ 治療費等を請求する場合の添付資料

費用	添付書類	添付書類の内容
(1) 治療費	○ 領収書（レシートでも可）	
(2) 診断書料等	○ 領収書（レシートでも可）	
(3) 薬剤費	○ 領収書（レシートでも可）	
(4-1) 治療材料代	○ 領収書（レシートでも可）	
(4-2) 入院関係費用 ※ 入院中に医師又は医療機関の指示によりレンタルした物品（消耗品の場合は買い上げたものを含む。）のみ補償対象です。被災職員の希望（選択）により使用したものは補償対象外です。	○ 入院関係費用に関する証明書 ○ 領収書（レシートでも可）	入院時に当該物品の使用を必要とした理由及び期間を記載した医師の証明書
(5) 柔道整復師による施術料	○ 領収書（レシートでも可）	※ 整形外科等の医療機関受診後に柔道整復（接骨院、整骨院）を利用した場合は、「柔道整復・マッサージ・はり・きゅう等施術に係る証明書（又は診断書）」を添付。
(6) 補装具料	○ 補装具証明書（又は診断書） ○ 領収書（レシートでも可）	補装具、治療材料を必要とした具体的理由等を記載した医師の証明書又は診断書 ※ 松葉杖の請求を行う場合は補装具証明書の添付は不要ですが、使用期間が記載された領収書を添付してください。（記載されていない場合は、医療機関の担当者に記載を求めてください。）
(7) 歯科補てつ料	○ 歯科補てつ保険外治療証明書（又は診断書） ○ 領収書（レシートでも可）	健康保険の基準を超える材質を必要とした具体的理由等を記載した医師の証明書又は診断書

費用	添付書類	添付書類の内容
(8) マッサージ・はり・きゅうの施術料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柔道整復・マッサージ・はり・きゅう等施術に係る証明書（又は診断書）</li> <li>○ 領収書（レシートでも可）</li> </ul>	マッサージ等を必要とした具体的理由、予定期間等を記載した医師の証明書又は診断書
(9) 入院室料差額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院室料差額証明書</li> <li>○ 領収書（レシートでも可）</li> </ul>	個室又は上級室の使用を必要とした具体的理由、期間等を記載した医師の証明書
(10) 通院のための交通費（移送費）  ※ 原則、片道2km未満の通院の場合は、補償の対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移送費証明書</li> <li>○ 通院・通勤経路図</li> <li>○ 通勤届及び通勤手当認定簿の写し</li> <li>○ 請求の期間に係る出勤簿の写し</li> <li>○ 領収書（タクシー利用の場合）</li> </ul>	通院日、交通機関の利用料金等を記載した所属長等の証明書 市販の地図（写し）に通院、通勤経路を明示したもの

※ 領収書又はレシートは、必ず原本を添付してください。なお、領収書又はレシートの原本を紛失した場合は、原則基金からの補償の対象外となります。